設計・施工一括発注方式実施要綱

（平成１１年６月１６日監－９３５）

（趣旨）

第１条　この要綱は、秋田県が発注する建設工事について「設計・施工一括発注方式」を実施するにあたり、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において「設計・施工一括発注方式」とは、設計・施工分離の原則の例外として、建設工事の入札前に設計提案、施工方法及び詳細設計等に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、技術提案が発注者の事前審査で承認された場合、その技術提案を基に入札する方式で次のものをいう。

（１）概略の仕様や基本的な性能・設計に基づき、設計と施工を一体として発注するもの（以下「性能発注方式」という。）。

（２）基本設計に基づき、詳細設計と施工を一体として発注するもの（以下「詳細設計方式」という。）。

（対象工事）

第３条　設計・施工一括発注方式の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、一般競争入札又は条件付き一般競争入札に付す工事で、次に該当するものとする。

（１）「性能発注方式」については、高度または特殊な技術力を要するとともに、民間における施工技術の開発が著しい工事で、設計技術が施工技術と一体で開発されるなどにより、個々の業者が有する特別な設計・施工技術を一括して活用することが適当なもの。

（２）「詳細設計方式」については、メーカーや施工業者が設計技術を有するもので、施工業者が保有する機器材等により施工方法等が異なるため、これらを踏まえた詳細設計を行うことが効率的と考えられるもの。

（工事の選定等）

第４条　工事の選定及び技術提案を求める範囲の決定は、入札審査会（一般競争入札に付す工事にあっては入札審査委員会、条件付き一般競争入札に付す工事にあっては入札参加資格の設定の審議を行う入札審査会等をいう。以下同じ。）が行うものとする。この

場合において、契約担当者は、あらかじめ、技術提案を求める範囲に関して秋田県入札制度適正化推進委員会（以下「適正化委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

（提案の募集）

第５条　提案の募集にあたっては、入札公告において次の事項を明示することにより行うものとする。

（１）入札公告に係る工事が設計・施工一括発注方式の対象工事であること。

（２）発注者が示した仕様・性能及び設計等についての図面及び仕様書等の内容に基づき工事施工に必要な実施設計及び施工方法等についての技術提案を求めること。

（３）技術提案の審査の結果、提案が採用されない場合があること。

（４）技術提案については、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、その後の工事において、無償で使用できるものとすること。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでないこと。

（５）発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計及び工事に関する請負業者の責任が軽減されるものではないこと。

（技術提案書の提出）

第６条　入札参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出の際に併せて、技術提案の内容を明示した技術提案書（様式第１～７号）を提出するものとする。

２　前項の規定により提出された技術提案書は、次により取り扱うものとする。

（１）技術提案書の作成等に要する費用は、提案者の負担とする。

（２）技術提案書の返却及び公表は行わないものとする。

（３）技術提案書の提出後における提案内容の変更は認めないものとする。

（提案の審査等）

第７条　技術提案の審査及び採否の決定は、入札審査会が行うものとする。この場合において、契約担当者は、あらかじめ、技術提案の評価に関して適正化委員会の意見を聴かなければならない。

２　審査にあたっては、設計案及び施工方法案等に基づいて工事目的物の機能・品質の確保を前提とした施工の確実性及び安全性等を評価するものとする。また、必要に応じて、

提案者から提案内容についてのヒアリングを行うものとする。

（提案者等に対する採否の通知等）

第８条　契約担当者は、技術提案の採否について、提案者（条件付き一般競争入札に付す工事にあっては落札者）に対して、技術提案書の採否通知書（様式第８号）により通知するものとする。

１　前項の場合、技術提案が適正と認められなかった者に対しては、採用しない理由を付記して通知するものとする。

附　則

この要綱は、平成１１年６月１６日から施行する。

附　則（平成１２年５月１日建管－３３３）

この要綱は、平成１２年５月１日から施行する。

附　則（平成１５年３月２８日建管－２７９５）

この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年３月３１日建管－３１２３）

この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年１月２０日建管－２３３６）

この要綱は、平成１７年１月２０日から施行する。

附　則（平成１８年３月２８日建管－２５４５）

この要綱は、平成１８年３月２８日から施行する。

附　則（平成１８年９月２９日建管－１３０７）

この要綱は、平成１８年１０月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月２９日建管－２４２３）

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月２５日建政－２０５０）

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月２９日技管－６４６）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月２３日建政－２３４２）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の規定は、令和５年４月１日以降に入札公告する建設工事から適用する。

附　則（令和６年１２月２７日建政－１６０９）

１　この要綱は、令和７年１月１日から施行する。

２　この要綱による改正後の規定は、令和７年１月１日以降に入札公告する建設工事から適用する。

（様式第１号）

提出日：　　年　月　日

【設計・施工一括発注方式】

技　術　提　案　書

（発注者）　　あて

住　所
商号又は名称
代表者氏名

○年○月○日付けで公告のありました○○工事について次の書類を添えて提出します。

１　工事番号
２　工事名
３　提出様式名：
　　様式２号：同種工事の施工実績
　　様式３号：設計技術者の資格等
　　様式４号：配置予定技術者の資格等
　　様式５号：技術提案の比較検討書
　　様式６号：技術提案内容書
　　様式７号：技術提案の取扱いに関する事項

（様式第２号）

同　種　工　事　の　施　工　実　績

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

競争参加資格 （発注者が付した条件）			
工事名等	工事名	CORINS 登録番号）	
	発注機関名		
	施工場所	○○県○○市○○地先	
	契約金額	千円（最終金額・税抜）	
	工　　期	年　月 ～　年　月	
	受注形態等	単体又はＪＶ（出資比率　％）	
工事概要	構造形式		
	規模・寸法		
	使用機材・数量		
	設計条件		
	その他		

【記載上の注意】

（１）同種工事の実績について、契約書の写し及び内容が確認できる資料を添付すること。
ただし、CORINS に登録し、その内容が確認に判断できる場合は不要。

（２）ＪＶで施工した工事については、出資比率２０％以上の場合のみ施工実績として認めるので協定書の写しを添付すること。ただし、CORINS に登録し、その内容が確認できる場合は不要。

（様式第３号）

設　計　技　術　者　の　資　格　等

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

設計技術者の条件 （発注者が付した条件）	管理技術者： 照査技術者：

管理技術者氏名			生年月日	
資格・免許等		技術士又はＲＣＣＭ（取得年月日及び登録番号、部門名）		
設計等の経験の概要	工事名等			
	発注機関名			
	施工場所			
	従事年月		従事役職	
	設計の概要			

照査技術者氏名			生年月日	
資格・免許等		技術士又はＲＣＣＭ（取得年月日及び登録番号、部門名）		
設計等の経験の概要	工事名等			
	発注機関名			
	施工場所			
	実施年月		従事役職	
	設計の概要			

【記載上の注意】

（１）免許・資格等については、確認できる検定試験合格証明書等の写しを添付すること。

（２）技術者が複数いる場合は、同一様式を用いて記載すること。

（様式第４号）

配置予定技術者等の資格・工事経験等

会社名

配置技術者の条件 （発注者が付した条件）		
配置技術者の氏名		
法令等による資格 ・免許		・一級土木施工管理技士等（取得年月日及び番号） ・監理技術者資格者証（交付年月日及び交付番号） ・監理技術者講習修了（修了年月日）
同種工事経験の概要	工事名	（CORINS 登録番号）
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	千円（最終金額）
	工　　期	年　月　日　～　年　月　日
	従事役職	
	工事内容	

【記載上の注意】

（１）同種工事の経験については、従事時の役職内容が確認できる資料を添付すること。
（ただし、CORINS に登録し、その内容が確認できる場合は不要）

（２）資格については、確認できる検定試験合格証明書、監理技術者資格者証（監理技術者講習修了履歴を含む。）の写しを添付すること。なお、建設業法第２７条第１項に規定する技術検定に合格した者において、合格証明書を受領していない場合は、試験実施機関が発出する合格通知書の交付日から半年程度の間は、合格証明書の写しに代えて合格通知書の写しを添付することで足りるものとする。この場合、当該資格の取得年月日及び番号に代えて、合格通知書の交付年月日を記載すること。

（３）健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届等の写し、又はこれらに準ずる資料を添付すること。

（４）技術者が複数いる場合は、同一様式を用い、記載すること。

（様式第５号）

技　術　提　案　の　比　較　検　討　書

会社名：

項　　目		技　術　提　案	比　較　案　（　１　）	比　較　案　（　２　）
提案の概要				
比較概要	施工方法			
	安全性			
	経済性			
	その他			
	総合評価			

（様式第６号）

技　術　提　案　内　容　書

会社名：

(1)○○についての技術的所見

【記載上の注意】

（１）工法の説明、安定計算等において参考となる文献等があれば明記する。

（２）提案内容が解る概略の資料、図面等を添付すること。

（３）必要に応じ、概略の設計計算書等を添付すること。

（様式第７号）

技術提案の取扱いに関する事項

会社名：

番　　号		項目内容	

（１）工業所有権を含む技術提案である場合、その取り扱いに関する事項

（２）技術提案が採用された場合に留意すべき事項

（その他）

（様式第８号）

番　　号
年　　月　　日

設計・施工一括発注技術提案の採否通知書

住　所
商号又は名称
代表者氏名　　様

（契約担当者）

年　　月　　日付け提出された○○○○工事に係る技術提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

下　記

１　工事名（工事番号）

２　審査結果

採用することができる。

採用することができない。

３　採用することができない理由。

（参考）

設計・施工一括発注フロー
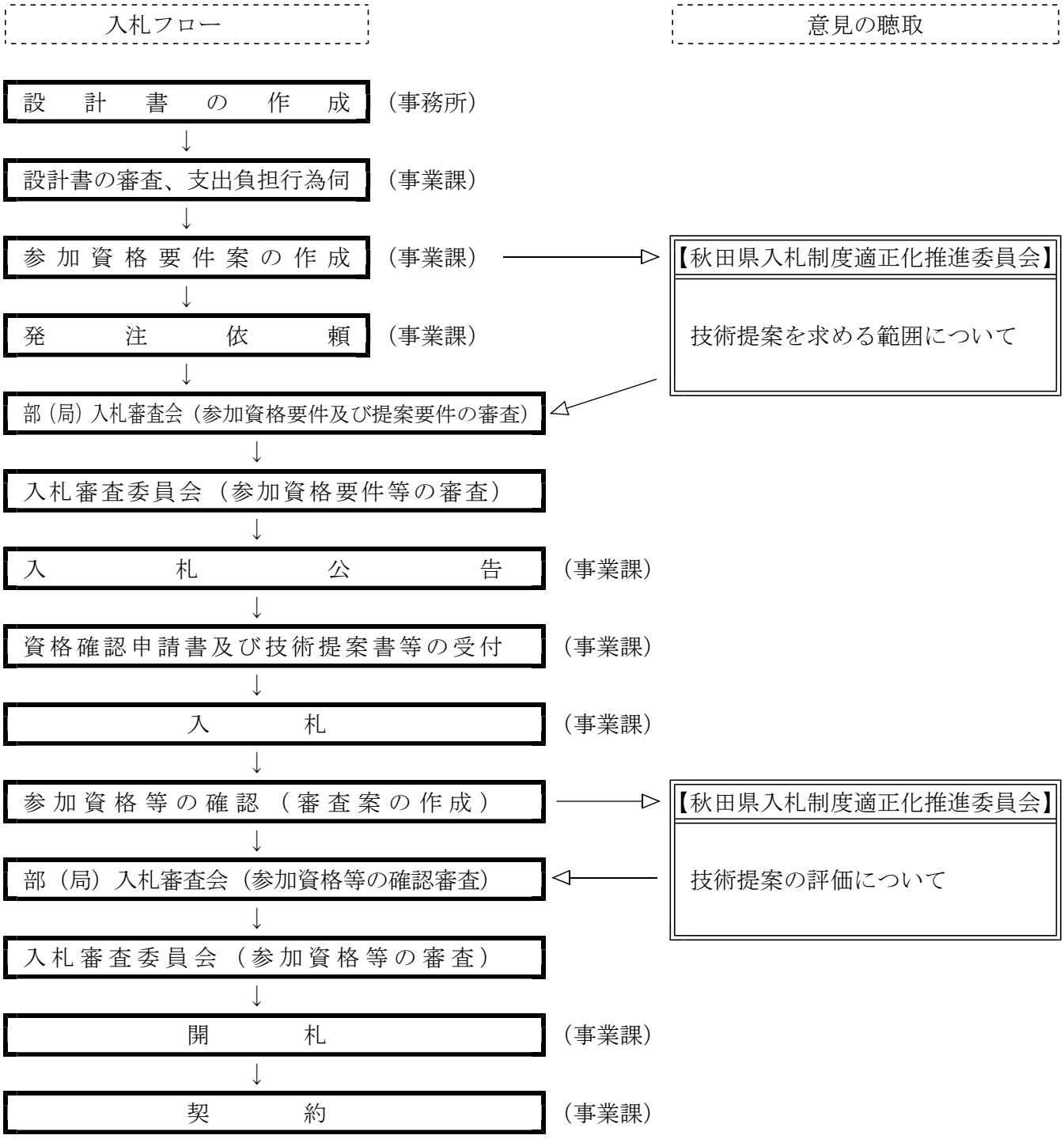
【条件付き一般競争入札（知事契約）の場合】